

ほろつゝめ

親の巻

特39-623



1200800193095

特39

623



始



文部省學校衛生事項取調委託
醫學士 三嶋通良 編述

はくのつぎ

増補訂正
第五版

波瀾堂蔵版

東泉
固齋

東泉
固齋



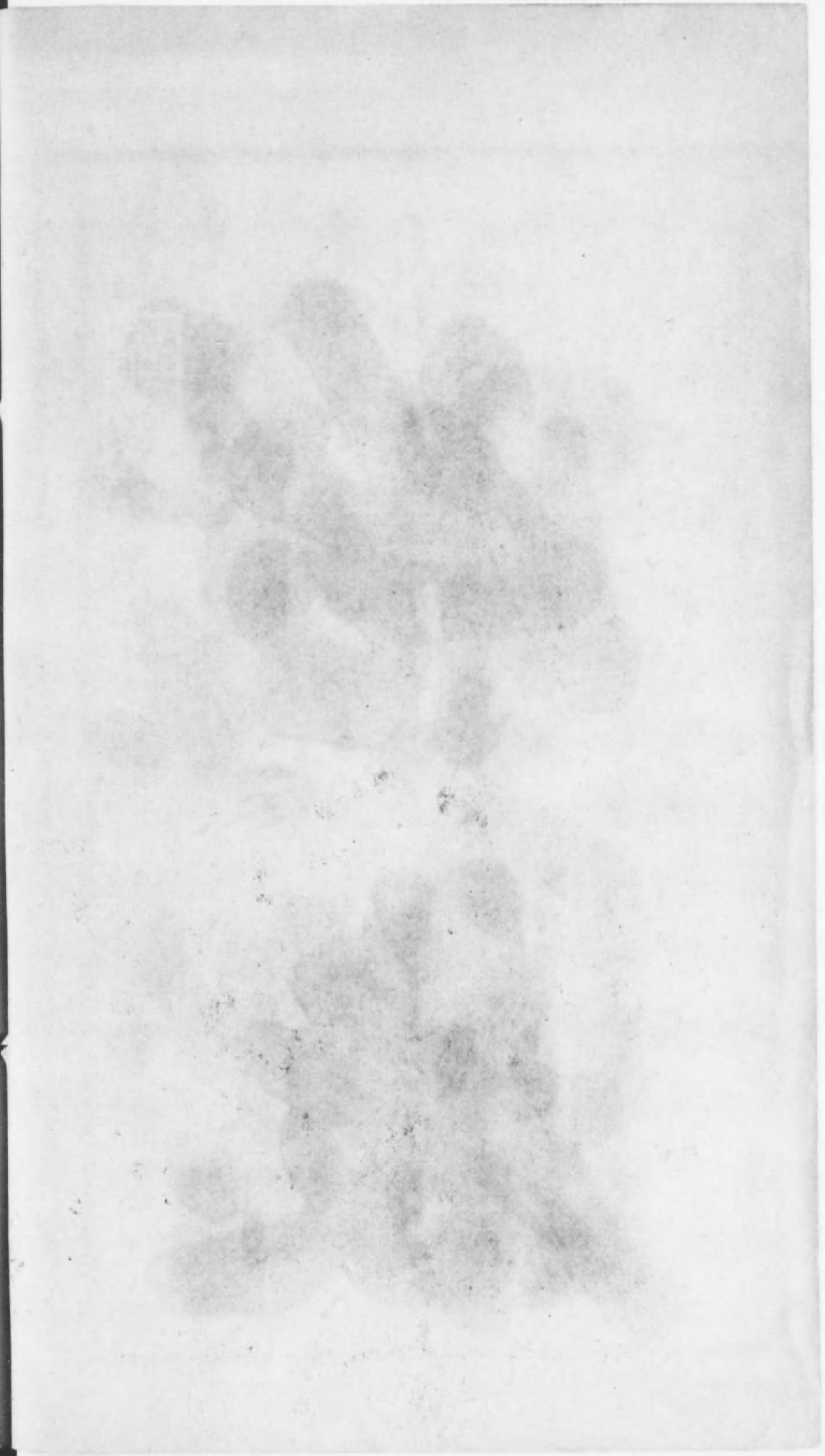
たのぶき人
あーひまき
屋さす
たまき
おのの
はまき
とこ跡一ま



胎



散



心 利



己丑秋 日 武揚



みまのぬー。母まつとめ我あらはして。
 予にむらら社よ。予がぶおぶのあまをりよるを。
 吾我ちーこといと多る。予はまなす。
 よのひをまう。多くを我ちーの母。うは
 この板ねまびもで改。まきりまら。
 著者のまをさ。まらわ。まのまはま。
 きらう。まら。まら。まら。まら。
 可々。まら。まら。まら。まら。
 明治二十六年七月十日
 まら。まら。まら。まら。

拜啓
 貴著は、のつとめ校閱致候處婦人養生の法を説
 く事洵に深切確實にして且つ繁簡其の宜を得取
 捨其の當を失せざる者と存候今更申までもなき
 ことながら人の此世にある身體健康にして高尚
 の生活をなし子孫長久にして家道繁榮の生涯を
 爲すより幸なる者は有之まじくまた女の身にと
 りては能く其の良人を輔佐して家政を治め能く
 其兒を愛撫して成人を樂むより樂しきものは有
 之まじと存候されど是亦其身の健康をまつて始

めて全を得る者にて身に病あるものいかに家と
治め子と擧ることと得申べきされば女の不健康
なるは獨り其身の不幸なるのみならず又子孫長
久家道繁榮の一大幸福を害ひ申べく候るれ也
に婦人衛生の法は一日も忽にすべからざる事と
存候抑小生のこゝに婦人衛生の法と申候ものは
彼の婦人に特發の病と未萌に防ぐべき法を申た
るものに御坐候其婦人に特發の病はいかなる原
因より起る者ぞといへば多くは月經妊娠間分娩
時並に産後の不養生また其取扱法の誤りより起

る者にて吾が日本に於ては就中分娩時の處置其
宜きを得ずこれがため病を發する者最多く甚
しきは此が爲め或は石婦となり或は不具者とな
り殊に憫むべきは未だ分娩を遂げずして母子と
もに鬼籍に上るもの有之小生彼等の患婦に接し
又た此等の事を聞く毎に長嘆息致す事に候固よ
り婦人としても其恐るべきもの恐れずして其身
と等閑にすべき筈は決して無之候へども如何せ
ん未だ確實に其の恐るべき事を説き又深切にこ
れを防ぐべき道を教へざるが故に知らず其

危きに陥る者にて實に憫むべき事と存候然るに
は、のつとめは其事を説くこと確實にして其道
を教ふる事深切に候故世の婦人たる者貴著の旨
を服膺せば其危きを未萌に防ぎ子孫長久家道繁
榮の幸福を得ること尤も多かるべしと存候敬具

明治廿二年五月五日

濱田 立 達

三 嶋 通 良 様

は、のつとめ第二版の序

予、嚮に醫科大學に學生たりし時、國家富強の基は、人民の衛生に在り、といふ原則を確信し、而して、其衛生の、婦人及び小兒に對して、最も必要なることを認識したりしかば、徐ろに眼を放ちて、我國の婦人及び小兒に對する、衛生法如何を通觀せしに、獨千歳の往昔、醫學が、未だ五里霧中に彷徨したりし時に在て、人の之に注目せざりしのみならず、明治の昭代、文化日に月に隆盛に赴き、特に醫學進歩の長足なる、古今に比類なき今日に於ても、尙此一大重事を顧念する人、甚稀少なるに驚けり。其は單に、我國の子母衛生法の、不完全なるに驚けるのみならず、之に關する、普通、并に學術上の書類共に、寥々として、恰も曉天の星を望むが如くなるに、驚がざるを得ざりしなり。獨、元祿中、香月啓益氏あり、婦人壽艸并に小兒養育草を著せり。爾後二百年の今日に到るまで、専門の醫師にあらざる一二學者の著書、婦人の心得とも稱すべきものに、妊娠、産前、産後、育兒等の事を記したると、近世兩三の醫家、歐洲の子母衛生書を譯述せしものとあるのみ、而して是等共に甚しき誤謬を包含したるものにして、世に其害を胎すことあるも、益を與ふること蓋し少からん。こゝに於て、予不敏を顧みず、大に斯道を研究せんことを欲し、夙夜拮据して、我國の日常に適すべき、子母衛生法數條を得たり。仍ては、のつとめと題し、去る明治廿二年の夏、上梓して之を世に公にせり。

當時、予は惟らく、今日の我國、尙斯道に注目する人尠く、隨て如此書を播讀するもの亦少からんと、然るに發兌の後、之を需るもの陸續斷えず、いまだ半年を出ずして、初版千部は、余が書庫を辭し去れり。予は茲に、始て我國社會の、斯道に著意し來れることを知り、國家の爲、實に歡喜に堪へざるなり。加ふるに、予、本書を携へて、之を時の文部大臣榎本子爵に進呈し、先づ予が素志を述べ、且之に題字を給はんことを乞ひしに、子爵之を肯じて曰く、善哉、子が志す所、夫、斯書は目下空論空理を説く書のみ堆積せる中に起立して、獨り我國女子教育の上に、實利眞益を與ふるものなりと、快く揮毫して與へられたり。而る後、子爵は余が懇願を容れ、之を椒宮に傳獻せられしを以て、辱くも

皇后陛下の御覽を賜ふに至れり。嗚呼、著者の光榮、何事か之に如かん。因て益斯道を攻究し、

一は 聖恩の萬一に報じ、一は社會の公利を圖らんとして、更に魯魚の誤を訂し、贅を削り遺を補ひ、第二版を出版す。もし本書にして、普く世人の玩索するところとならば、著者の幸甚しと云ふべし。

明治廿三年の冬 冬青樹坂上の美芳野舎に於て

三島通良 みづから序す

は、のつとめ第三版の序

此は、のつとめ初版以來享けたりし光榮は實に望外に出て嚮には

皇后陛下の御覽を辱くし又常宮周宮兩殿下の御一顧を蒙り且醫科大學産

科婦人科及び小兒科病室を始として華族女學校、長崎、福岡、島根、秋田等の尋常師範學校其他各府縣の公立女學校等にては本書を教科書又は參考書として用ゐたり。於是乎著者か熱心に希望したる我國の婦人及び小兒に對する衛生法は流星の速力を以て進行し本書之か指南となりて百方その職を盡せることは著者が確く信ずるところなり

今や三回稿を改めて許多の増補と訂正とを加へ親の卷に於ては妊娠并に妊娠中の養生、胎教、出産等に關して補訂したるものあり。子の卷に於ては劈頭第一に小兒救養法の精神といふ一章を加へ著者が我國の小兒救養法に對する意見を明にし次に小兒養育法に於て乳汁、飲食、衣服等に關する件に増訂を施し殊に種痘に關しては最新の學理と經驗とに照して最も注意す可き一事を述べたり故に子の卷前版は通篇八章なりしもの今回は十章となり

本書は著者が至誠を以て國家富強の基礎たる子母衛生法の改良に向ひ注げるところの熱血なり世の父母たり教育家たる者よく本書の義を體して強壯有爲なる士女を造ることを得ば著者の幸福之に勝るものなからん。今や第三版の印刷既に成りて之を公行せんとするに當り一言を記して序とす

明治廿五年の夏 京橋南鑑街の波瀾堂に於て 三島 通 良 再しるす

（以下は非常に小さい文字で印刷された、ほとんど読み取れない文章が続く）

凡例

一此書は一般婦人をして母親及び小兒に對する衛生上の事項を容易く理解せしめんと目的より編述したるものなれば殊更に談話體を學ひ可及限學術語に換ふるに普通語を以てせり
一本書を編述するに際して用ゐたる参考書類左の如し

獨逸樞密顧問醫官 ミンヘン 大學婦人科學教授 ドクトル、ウインケル氏著

産科學

ライプチヒ大學產科學婦人科學教授 ドクトル、ツワイフェル氏著

産科學

樞密顧問醫官 ウルツブルヒ大學內科學教授 ドルトル、ゲルハルド氏著

兒科學叢書

樞密顧問醫官ベルリン大學兒科科學教授ドクトル、ヘーノ、ヒ氏著

兒科科學

ベルリン大學講師ドクトル、バギンスキー氏

奧國ウイン大學講師ドクトル、ヘルツ氏

編輯

同 ウイン大學教授ドクトル、モンチー氏

兒科科學 アルヒーフ

日本帝國大學名譽教師ドクトル、ベルツ氏

內科各論及內科臨床講義

產科科學及婦人科學講義

同 產科科學婦人科學教授醫學博士醫學士濱田玄達氏

同 產科科學及產科婦人科臨床講義

同 小兒科學教授醫學博士醫學士弘田長氏

兒科科學及兒科臨床講義

同 衛生學教授醫學博士醫學士緒方正規氏

衛生學講義

前ザクセン國王陛下ノ侍醫ドクトル、アムモン氏著

一本著者母親の職務及小兒教養法中集の諸君を對しての...

ドクトル、バイフル氏著

産室及小兒教養法

ドクトル、フルスト氏著

小兒及其教養法

ドクトル、クレンケ氏著

日本 教育者トシテノ母親

日本 竹中敬氏撰

古今養性録

日本 賀川玄悦氏著

産科論

同 香月啓益氏纂

婦人壽考

小兒養育草

其他参考に供したる書類尙ほ數多あれども省きて記さず

一本書章節順序の多分は此の類の書中最も信用を博せしドクトル、

ムモン氏著の母親の職務及小兒教養法に則れり

一本書の編述に就て特に親愛なる補助と精密なる校閲の勞を與へら

れたるは濱田弘田の兩師なり故に茲に之を感謝す

著者 識

はらのつとめ親の巻

目録

緒言.....一

第一章 妊娠.....三

第一 妊娠.....三

第二 惡阻.....四

第三 兒動.....四

第二章 妊娠中の養生.....六

第一 飲食.....六

第二 衣服.....八

第三 運動.....十

第四 清潔法.....十

第五 新鮮空氣.....十三

第六 精神保養、附胎教、夫の義務并に難産.....十四

第七 妊婦の服藥.....十七

第八 乳房の準備.....十八

| | | |
|--------------|----------|------|
| 第九 | 産前の準備 | 二十一丁 |
| 第十 | 出産日の數へ方 | 二十二丁 |
| 第三章 出産 | | |
| 第一 | 産室の用意 | 二十三丁 |
| 第二 | 産室に用意の品々 | 二十四丁 |
| 第三 | 出産 | 二十五丁 |
| 第四 | 産の仕方 | 二十八丁 |
| 第五 | 産湯 | 二十八丁 |
| 第四章 産蓐 | | |
| 第一 | 産蓐中の養生 | 三十丁 |
| 第二 | 穢露 | 三十二丁 |
| 第三 | 産蓐中の心得 | 三十三丁 |
| 第四 | 乳熱 | 三十四丁 |
| 第五 | 産婦の用事 | 三十五丁 |
| 第六 | 蓐揚 | 三十七丁 |
| 第七 | 繰返 | 三十八丁 |
| はゝのつとめ親の巻目録終 | | |

はゝのつとめ親の巻

はゝのつとめ親の巻
 醫學士 三嶋通良 編述



緒言

林に集くふ百千鳥野山に住む獸は更なり、叢の虫、水中の魚にいたるまで、かよそ天地の間に生息る者、何れか其種屬を保續し、其繁殖を計らざらん。況て世に人と生れし者、何でか此情を知らざらん。此情といふものは、何處より出来るものかと問はゞ、愛と名付たる藪より引出さるゝ細糸に他ならず。此糸は實に細きものなれども、もし此ながらしめば、世に君臣の義、父子の親、夫婦の愛、朋友の信、共にあらずなりぬ可し。此細き糸を、天下國家を繋ぎ治め、一家團樂の樂を始むる者に



はある。實に尊ぶ可き細糸ならずや。いかにもめでたき愛情ならずや。
 斯の細糸を含める愛の繭は、そも何所より出来しぞと云ふに即ち
 男女の間よりぞ出来れる。而て彼の細き糸も此繭より引出されたれ
 は、諸々の情の基、千万の愛の礎、此の男女両性の間にぞ据られける。世
 の創造られし始より現時に到る迄、其種屬を保續し、其繁殖を計るに
 於ては、少しも變りなく續き居ること、全くこれが爲ならむ。
 細き情の糸も、之を搓は太き繩とならん、此をもて、男女の間を、結び
 一體となし、もて夫婦となす。其の後は、互に相愛する情深きより、夫は
 婦に似たる可憐、女の出来よかしと思ひ、婦はまた夫に似たる、壯健、兒
 の生れよかしと願ふは、愛る物あるにつけ、之に類似たるものを欲す
 るにて、實に人の情なりけり。茲に此愛情凝結り、生殖の作用之を受け

て、婦人の其情の實を胎す。そを受胎といふ。
 此實を熟らするハ、婦人の最も重大き義務なり。その間を妊娠と謂
 て二百餘り八十日を経て、熟り了れる實、産出らる。其産出られたるも
 のを、養み育て教へ導くハ、又婦人の最も重大き義務なり。
 されバ、世に愛と云ひ情と云ふもの、夫婦の間ほど密なるハあらず。
 それにも増して密なるハ、親と子の間ならむ。此れ其距離のいとも邇
 きによりて然るのみならず。其情の糸、愛の繭、共に連りつゞきて、絶間
 なきによる。
 之に由りて惟みれば、受胎、妊娠、出産ハ、婦人の最も愛す可き義務に
 て、養育教育ハ、最も神聖き義務なり。而て前の三の事、皆愛の繭より引
 出たる糸。後の二の事、亦此に續く糸ならバ、皆共に愛情を以て、之を編

り上げたらんぞ、婦人の其義務を盡したるものと云ふべき。

此書を読む婦人の、先きの愛情の糸以て之を経とし、此はよのつ
とめ以て之を緯とし、機にたてよ織出られなば、いかに美麗しき織物
も出来べし。其美麗しき織物何の用にかたつ。その此はよのつとめ讀
れたる婦人の生出らるよ男兒の爲にハ大綬章大禮服ともなり、また
女兒の爲にハ錦の袴、緋の袴ともならむかし。

第一章 妊娠

第一 妊娠

夫れ天地ハ、端を夫婦ニ造し、乾坤ハ是を陰陽に配すと申して、實に
謹みても慎む可きは、婚姻の道であります。抑婦人の妊娠と申すことは
婦人の卵が胚胎して、其體の内ニ在る間のことと云ふものにて、其胎を
受た時より、之を出産までは、前にも記しましたとほり、凡そ四十週、二百
八十日で御坐ります。

さて世に婦人と生れたものには、必ず一定時に於て、月經と申すもの
があります。我國の婦人には、凡そ十四五歳より始まりて、四十六七歳ま
で之を見ます。此月經は、四週間毎、即ち二十八日毎に反復して來るのを、
普通の規定と致しますれど、中には又少し遠きことも、近きこともあり
ます。而月經のある間は、平均三日より五日ほどを常と致します。さて此

月 經 妊 娠

月經の間に、毫も身神に違常を感じぬ人もあります。又た病氣の爲でなくも、小腹に壓重があり、或は腰部に微痛を覺ゆる人もあります。月經中は、随分身體を大切に處置せねはなりません。尤も強く身體を動かし、或は冷却することは、堅く之を禁じます。されは舞踏をなし、遠路を行き、馬に乗り、力作をなし、又は冷るところに居るなどは、總て之を禁じます。且つ月經のとき、小腹又は腰部に強き疼痛を發するか、或は出血の分量が、平常と違ひて多きか、又は眩暈、耳鳴、心悸等を發したるときは、早速醫師の診察を乞はなければなりません。其他妊娠中か、或は小兒に乳を哺せて居る間を除くほか、又は大病等に罹りたる後、間もなきときならずして、月經が閉止るか、或は年老て一回月經の閉止りたるのち、更に出血するやうのことあらは、速に婦人科醫師の診察を乞はねはなりません。

さて月經の閉止りますのは、妊娠の徴候だとは申しませんが、時によると、妊娠してからも、少しづつ一度や二度は、月經を見ることもあり、また妊娠せずとも、疾病杯にて止ることもあります。然し此迄毎月順當にありた月經が、バツタリ二月も三月も止りて、悪阻などが始まるやうならは、大概は妊娠だと考へて宜い。

第二 悪阻

婦人が妊娠したと申こと、後よいたれば確に判ることですが、最初少時の間、醫師にも別らぬ勝のものです。然先づ初妊の婦人の爲に、其の徴候を申さば、最初に起りますのは、悪阻です。之も有ります人と、無い人どがありまして、之のなき人の餘程幸福ですが、ある人の、また難義なもの、特に悪阻の強き人など、實に我慢もなにも出来ぬくらゐです。先づ始に、氣分が勝れなくなりて、不斷嘔氣があり、特に朝起たてなど

に、水のやうなものを嘔き、夫から時々熱くなつたり、寒くなつたりしたり、顔の色が紫陽花のやうに色々に變つたり、齒が痛くなつたり、或は憤悶たり、時々考ごなどをして、泣いたり、其他種々なことが出来てまゐります。

また食べられぬ物を食りたがり、時によると壁土や線香などを食ふやうになり、其中殊に食ひたくなるのは、酸味きものです。又臭などにも、好悪が出来てきます。此の悪阻と云ふのは、大抵一月から、長くも四月からで、終になるものですが、矢張り遅く始つたのは、七時雨と同じことで、時によると、妊娠中始終續くことでもあります。

第三 兒動

さて腹部の追々大なり、胸のところを見ますと乳房を脹れて来て、色が黒くなります。此より兒動と云ふものが始ります。夫は大抵十八週

兒動

子宮

から、二十週ごろの間、始るもので、始にハ下腹で、何かピク／＼するに動ものがあつたのが、漸々強く動くやうになり、遂にハ他人が手で觸ても、よく知れるやうになります。此兒動が始りてから後、四ヶ月半まで出産になりますのが通例です。

子宮は妊娠の時の正旦なれば、其内で育てらるゝ實の大くなるに従ひて、勿論大きくなります。平常は小さな壓潰た無花果のやうなものでありたのが、八週より十週も経ど、殆ど骨盤内一杯になり、六月とになります。モ一臍の邊まで大きくなり、また九月となれば、胸の方まで大きくなりて、實に呼吸困難やうですが、出産の前となれば、又た之が下の方へ降りて、終に十月月満て、安産になりさへすれば、此迄はゴム球の如くに膨脹して居た腹も、一時に減つて終ひます。婦人の平常でも、胸で呼吸を致すものです。が、妊娠の間は、子宮の大き

農夫の女房

くなつた爲、下の方から、胸の方へ壓ますから、胸の横幅が廣くなりまして、ますます上呼吸になります。

夫の悪阻に引續きてハ、また夜能く寝られなかつたり、寤しき夢を見たり、心悸がしたりなど、致します。此ハ皆子宮が實を育ますにつきて、血の循環や、神経の作用が急よ盛になる爲に發るので、決して心配することではありませぬ。農夫の女房などハ、例之妊娠中にてハ、家に居りてハ、絲を紡り機を織り、或ハ野に出てハ、夏の炎天に脊を曝して、田の草を取、畔際を流るゝ清水に、麥飯の行厨を開てハ、百味の飲食の心もちにて食べ、又ハ秋の日影を怨みて、稻の收穫遅やせん、庭に乾したる幾席が、乾きさらぬに、降り來る驟雨、そをとり入れんとする中に、竈に炊きかけたる飯の臭りて焦出でたりなど、最早産室に入るまでも、身を粉にして働いて居るのを御覽あらバ、サラ〜苦勞になさることハありませぬ。

妊娠は生理的なり

妊娠の徴候

されバ妊娠と云ふも、元より生理的のものよて、決して疾病ではありませぬ。けれども唯ならぬ身重の内ハ、彼の胎内の實を養ふ爲め、身體の中の諸機關の作用が盛になりて居りまして、丁度蒸汽を焼き立たやうな情況ですから、すべての機關も、皆な一杯よ張詰て働きて居る所故、種の疾病に罹り易きから、それで平常と違ひて、養生をせねバなりませぬ。其養生法ハ次よ述べます。

以上述べました經閉と悪阻と乳房の大きくなるのと、子宮の大きくなるとは、大概妊娠の徴候なれども、其中兒動が、最も確實な徴候であります。

第二章 妊娠中の養生

妊娠の中と云ふものハ、常に身體の養生はかりでなく、精神の保養も、亦た實に緊要のものなり。先づ身體の養生と云ふものハ、食物、衣服、運動、清潔、新鮮空氣、此の五です。尤も養生と云ひても、餘り此迄の習慣ハ、強く變へぬやうにせねばなりませぬ。然し不養生の習慣があるのなら、それハ早速改さねばなりませぬ。

第一 飲食

妊娠をしますと、食物などが平常よりも、ちと變ることがあるものですが、何にいたせ、腹に蓄滯やうにあがりすぎてハなりません。食過ハ御自分にも、亦た胎内の實にも、毒になります。夫故茲に一つの規則が設けてあります。それハ「丁度腹中の善加減」に云ふのです。凡て其節の食物よハ、成るだけ消化の善ものが緊要で、さう滋養々々とはかり、滋養が多

過たとして、それで宜と云ふのではありませぬ。其他神經を刺激し、血液を熱する飲食物、例之は火酒、燒酎の類などは、悉て用ゐてはいけません。只軽く涼き、善加減の滋養品を撰みて食するやうになされませ。又肉類などは、野菜類と取交て食するが宜い。例令養生になれはとて、決して同品ばかり續けて食するに及びませぬ。先平常食へ慣れた物の中で、消化易ものを撰みて食するが一番でせう。

食物では米飯は勿論、麥、粟などより、菜としては、脂肪過なき肉類、特に魚類が宜しい。我國にて、肉類を盛に食べ出したのは、近來のこと故、未だ御婦人方が、肉類の善惡を鑑別することに、熟煉て御居でありませぬから、善き肉だと思ひても、悪きのがあり、又た何所の邊の肉がよきのやら、どんな色澤のがわるきのやら、御存じでありませぬから、夫よりはイソ、魚類の方が確です。此ならは日々御求になりて、善く御判り故、判らぬ肉類

魚

野菜

果實

食物は總て能く咀嚼す可し

を食るくらゐなら、判つた魚類を食る方が宜い。特に魚類ならば、あれは脂肪過多か、此は淡泊とか云ふことも御存知故、實に便利です。其他消化易き野菜類はよろし。妊娠の始に芹、獨活、冬瓜、水瓜など、小水の増すもの又は芋、豆、南瓜、大根、蕪根の如き風氣を醸す物、及香物は宜くない。然し赤根菜、胡蘿蔔、及び果實の乾たるもの、又は煮たるもの、或は善く熟したる葡萄、蜜柑、梨、桃、柿、林檎、覆盆子の類を、皮をむき核を取りて、少づゝ食るは差支なし。堅き鹽漬の肉類、鹽引、乾物、脂肪多菓子類は、食りてはいけません。殊に噯氣のある婦人は、成たけ輕き食物を食るが宜い。總て食物は口内に能く咀嚼して極めて徐に召上れ。消化易き物とても、嚼まずに嚥下ことは宜くありません。されは茶漬、汁かけ飯などは、決してよくありません。又時によると食物をかへた爲に、大層氣分の宜なることもあります。見九はかりでも、嘔きさうになるなど、云ふ食物は、近付ぬ方が

飲料

水

酒

茶

宜い。尤も油膩食物は、大抵皆いけません。其の他餘り酸き物、梅實、橙實など、食ればきつと後で、胸が焼けるものです。飲料の内では、清水が一番よろし。之に勝した善飲料は、決してありません。せぬ。平常水を飲りつけた婦人ならば、此迄通り矢張り水を飲るがよし。清水は、一度善く沸立た水でも、亦白湯でも、麥湯でもよろし。事に依ると葡萄酒などを、晝食の時少づゝ飲るのも宜けれど、氣を御付なさらぬと、御自分のみならず、胎内の實迄も、矢張此の酒に酔ふことになりて居ります。我國の酒は、米のビールとも云ふ可きもの故、麥酒と同様に少づゝらる飲ても宜いが、焼酎、泡盛、火酒の類にて、一度蒸溜した酒類は、實に身體を害し、精神を騒しますから、決して飲てはなりません。シユレート、咖啡の類、及び茶は、煎茶、抹茶の別なく、餘り濃くなきやうにして、餘るが宜う御坐ります。

はたのしと地籍の巻

はたのしと地籍の巻

第二 衣服

衣服の本旨

元來衣服は寒暑を防ぐと云ふうち先づは寒さを凌ぐが本旨故、總て緩にして温なるを宜と致します、其布地は例之バ「フラテル」新しき紋羽など又は綿入のやうに、フンワリとしたものが宜いので、猥に外見を善くする爲や、形容を奇麗にする爲に、先の本旨を忘れてはなりませぬ、然婦人と云ふ者は、ツヒ流行の衣服は著たく思ふ者故、トント本旨に違ふことがあり勝ですが、平常と違ひ、妊娠中は、少は時候遅だと云はれやうが、外見が好なからうが、此迄のやうに、少女の衣裳を召て居るものではありませぬ、西洋服では、氣をつけぬと彼の「コーセット」を、平氣で締るなどは、實に恐しきことです、それに矢張ゴリ／＼した幅の廣き帯などを、シンと締たところの風姿は、大きに立派ですが、身體の爲には實に善ありませぬ、殊に臨月近くになりては、とんだことです、左様なくても、妊娠

コーセツト又は幅廣の帯

腹帯

して胎内の實の生長に従ひ、此迄腹腔内を充たせて居た臟腑は、側の方へ壓寄られるほどのものであるに、其上をギウと締たりなんぞすれば、呼吸困難のは勿論、時に依ると其爲に、氣絶をするこどももあります、其くらゐですから、胎内の實が害を蒙るのは、適當です、此は腹部はかりでなく、胸の邊でも、乳房が月を重ぬるに従ひて脹れて來ます、それに之を堅く壓著などすれば、後に乳の分泌を大層障け、そのみでなく、隨分乳の腫れる疾病などになる事もあります、又胸や肩などを脱て露出にするのは毒です、から、西洋の禮服を著すことはいけませぬ、夫故平常も柔き肉襦袢などを膚に著て居るがよろし、何分にも凡て衣服は緩りとしたるものが宜いのです、我國では、腹帯を締ぬと胎内の實が育ちすぎて、産のとき分娩のに苦きゆゑ、締るのだと思ひて居る人もありますが、此は大相違にて、腹帯は

履物

胎内の實が適當の位置を保ち、其他腹皮のたるむのを防ぎ爲のものにて、實の育ち過ぎぬ爲など云ふのではありませぬ。假令之を堅く締たりども、其爲に胎内の實の發育を防ぐものではなきのみならず、腹帯を堅く締過ぐれば、其爲に血液の循環を障害し、また胎内の實が適當の位置を保つことが出来ませぬから、從ひて産も重く、または之が爲に、不具の小兒が生れることなどがあるかも知れませぬ。夫故五月帯は、必産科醫か、産婆に締て御貰ひなされませ。御自分で御締なされますにしても、決してきつく締てはいけませぬ。又其他に、細帯などを餘り澤山括り著るのも毒です。それから腰より腿の邊をも、大切にせねはなりませぬから、フラチル、紋羽、又は木綿などの褌を纏ふ可きは勿論、緩き猿股のやうなものも造へて、穿て居るが宜う御座ります。又家の内に居る時も、足を冷さぬ履物も、成だけ緩りとした物を穿き、又家の内に居る時も、足を冷さぬ

結髪

やうに、足袋を穿て居る方がよい。下駄を穿く時も、高下駄などを穿て出ることば禁物です。臨月に近くなると、身體も自由がきかず、夫故、直に蹶倒ます。其時は、大怪我をするか、時とする、其爲に、此迄大切に居た實を、流産するやうなこともありませぬから、御注意なされませ。此から髪束のかたに就て申すが、髪は勿論平常より清潔にし、油など餘り多く塗りて、ために塵埃や垢に汚れぬやうにして、置ねバなりませぬ。又其束髪になさらうと、御結なさらうと、夫は好々ですが、總て根元を、餘り固く結ふのは、宜ありませぬ。根をつよく詰て御結なされると、頭痛や齒の痛や、眼、耳などの痛みを發しませぬから、此は御注意なされませ。

第三 運動

夫から運動の事です。凡て人は身體と精神とを、爽快にして置うと云

運動

参 詣

うには、日々適宜の運動をせねばなりませぬ。上等社會の御方などは、家内には召使も多し、外へ出るにハ、イヤ馬車、ソレ手車など云ふ邪魔がありて、ツヒ運動をなさるゝことが粗になり、朝御目が覺て、「コレヨ」と仰れバ、淨手の水も、著替の衣裳も、御前へ併列り。春は上野山の櫻花、秋ハ百花園の七草が見度と思召せば、忽ち御馬車が玄關へ出迎よでること故、いよく御運動が出来なくあります。然し身體の爲にハ替へられぬこと故、切て庭内なりとも、毎日三十分なり、一時間なり、散歩なされ。然るバ、假令五六丁の所にて、神社、佛閣又ハ公園等へ御出になるか。或は點茶、挿花又ハ音樂等の稽古に、御歩行で御出にならバ、其功能ハ愕然するほどで御坐ります。其も三日坊主で、止めよなされてハ、なよにもなりませぬ。東京などでハ中等以下の婦人でも、随分運動を致しませぬ方で、大抵夜ハ遅くまで起て居ますから、朝もツヒ其の割で遅くなり、朝飯が晝

歩 行

食と好情になることがあり勝です。其くらゐ故、一日の中、運動と云ひてハ、入浴と化粧をするくらゐなものでせう。或る英國の醫者が、東京の婦人に、湯に浴することを一ヶ年禁じたら、過半数ハ死ぬであらうと、悪口を申しましたさうですが、ヒヨットしたらさうかも知れませぬ。何にいたせ運動ハ、實に緊要なものですから、是非共せねばなりませぬ。然し家の内で、チヨコくするくらゐなことハ、決して身體の爲になると云ふ程の、運動よハなりませぬ。矢はり外に出て、新鮮空氣を呼吸しながら、運動しなければ役に立ませぬ。

そこで運動と申せば、身體中を何處もかも、平均一様に動かすのが、一番宜い運動です。それよハ歩行のが最も簡畧です。さて歩行ときハ、成る九け身體を眞直にして、キツと向ふを見ながら、緩々と歩行のです。何も耻しさうに、自分の駒下駄の先はかり見ながら、首を垂れて歩行なくて

も宜しい。そして餘り前へ屈むと、胸も苦くなり、姿勢も悪く見えませぬ。然し雨天や、寒風の吹くときなどは、家よ居る方が宜しい。又雑選の中や、塵埃の立つ所などへは、近付ぬが宜しい。そんな所へ行くほどなら、矢張家の中で用をなさる方が、反りてよき運動になります。つきて一言申したき、帯と履物とのことです。いかほど運動をなされやうとしても、厚き幅廣の帯をきつく結び、重く高き駒下駄を穿きて、男子でも長くは歩行ませぬ。然るに此二品が、どうも當時の流行のやうですが、妊婦は決して、どちらをも用ゐてはなりません。運動をなさるゝは、先づ衣服も緩り、帯も緩く、履物も低くして、軽きものを穿ねばなりません。

運動法の中、我國の舞曲などは、平常婦人の運動よ、随分好方法だと思はれますが、然し舞踏や、走り競や、或は馬車などから飛び降りたり、階

子を走けて昇たり、重ものを持ち揚たりするやうなことで、又は強く屈んだり、大聲よて人を呼んだり、歌を上手に聴かせやうなど、一生懸命に唱ひたり、或は馬車にて凸凹の道を走けたり、或は馬などに騎たり、其他手腕を強く用ゐることなどが、あります。夫等、妊娠中の總て、謹まねはなりません。保産機要よ曰く、「高よ登り、梯に上る可からず、恐くは、跌て損ずる事あらむ。手を高處よ伸べて物を取る可からず、恐くは胎を傷つて、而子腹中に鳴かんことを」と云ひて、古から誠しめて居ります。續て正しくせねばならぬのは、起臥であります。然し此迄朝夕爲つて居た仕事に、別に止めなくても宜しいが、晝より夜よかけ、又は夜より晝よかよると云ふやうな詰た仕事などへ、慰心たりとも、花牌遊戯などよ耽りて、夜を更すやうなことは、止めになされませぬ。夜は臥る爲の夜なれば、眠て身體と精神とを休ませるが宜い。さりとして晝寢をしては、夜中に目

が覺めなどして、矢張氣分の善ことありませぬ。而して妊婦ハ、ことに充分睡眠らねばならぬもの故、少くとも六時間ハ、毎夜グツスリと御眠みなされ、勿論少し多く用でも爲た時は、八時間も九時間も眠て、其を取返さねばなりませぬ。其他妊婦ハ、餘り冷える室や、熱すぎる臥床の上、臥てハなりませぬ。

第四 清潔法

何人でも衣服、飲食、住處の三ツハ、總て清潔にせねばならぬのハ、勿論のことでありませすが、妊婦ハ、特に此三ツと身體とを清潔にせぬと、此が最も怪呆の原因となりませす。夫故衣服の内肌、に著く襦袢など、又た臥床の上へ敷く被單などハ、皆白布を用ゐるが宜。然すれば汚が目立ち、能く氣が付て洗はれませすが、我國でハ、御婦人が、布や反物を御買なさる時分に、可成汚ッポクないのを、と仰しやるものですから、呉服屋の番頭も、此

衣食住の
清潔

内室職務
規律

身體の清
潔

化粧

方の方が汚ッポク御座いませぬ。此ハ御洗濯がき、ませすなど申すのです。然し以來ハ成たけ、汚ッポイ白布を、襦袢や被單に用ゐるやうになされ。此の清潔と云ふことが、最も緊要のこと、で、座席、居室、庭廻ハ、勿論、臺所の隅から角まで、掃除をどゞかせるのハ、内室職務規律、第何條に書てあることで、既に御承知のこと、ハ存じませすが、一寸こゝで繰返しておきます。

身體を清潔になされませすことハ、申なくても宜きくらゐでありませうが、先づ毎日一度ハ、必ず入浴なされませ。浴後に風に吹かれて居るとは、宜くありませぬから、直ぐ衣服を著なければなりませぬ。また少しよても、感冒の氣味があらは、坐浴になされませ。且夏ならば、毎朝冷水を手拭に浸して、身體中何處から何處迄も、少し赤くなるほど、摩擦なされ、此ハ實に、虚弱き身體を強壯にする第一の療法です。其他化粧も日々な

腰部の清潔

さる方が宜い。化粧をすると云ふのは婦人の義務と申しても宜いから
るなものです。尤も化粧をなさるほどなら、必ず顔面や爪先ばかりで
なく、素より身體中を清潔にせねばなりません。髪も奇麗に束ね、顔
も美しく粧ひ、手足其他も清潔になませう。就中わけて、清潔にせねば
ならぬ所の腰部です。我國の婦人は日々入浴際、大概腰部をも御洗ひな
されますが、妊娠中の特に此部を清潔にして置ねばなりません。

第五 新鮮空氣

新鮮空氣

今一つ緊要のこと、新鮮空氣を流通することで、此は居屋の勿論、寢
室でも何處でも、朝早くより戸を開けて、夜中不潔なつた空氣を、交換ね
ばなりません。素人の日本の建築法なれば、夜中締切ても、戸障子などの
透間から、空氣が充分に流通するやうに、思ひてをられますが、決して思ふ
程、空氣の流通へ能くありません。先年醫科大學衛生學教室で、立

日本の家屋

派な試験がありて知りました。夫です。から、矢張餘程氣を付けて、空氣を交
換し、妊婦はいつも新鮮空氣を呼吸なければなりません。尤も人の集る
諸會堂、劇場、客席、浚習、音樂會、又た舞踏會などへ、御出になりてはいけま
せぬ。其他立閉た居室に、火鉢、居爐、利、又は悪き暖爐などを置たときは、時
時空氣の交換をせぬと、皆空氣を不潔にする因となります。さて不
潔になりたる、空氣の中に居るときは、精神不快となり、又は眩暈、卒倒な
どを發します。

第六 精神保養 胎教 夫の義務 并びに難産

精神保養

身體の養生と共に、精神保養と云ふことは、餘程緊要のもので、殊に
婦人の元來溫柔、慎重で、何事も内輪にせらるゝもの故、兎角少の事も氣
に懸り、譯もなき事をクヨク案じて、ならぬものです。然るに妊娠中へ、
特に斯の感動が、劇くなつて、ひどく氣の乾々事と、又た氣の結れる事と

があります。されば、人として、此の世の中に何不自由なく生活し、日々三度の食事、更なり、氣分に遮る事もなし、と云ふ程、幸福な事はないです。其内にも、身體に故障があれば、きつと氣分も面白くなりますから、先づ身體を健康にする事が、一番精神保養に取りて、緊要なことであります。夫故、妊娠中の婦人は、平常精神も意志も、極安靜にもちて、我等の行末は、神の冥助有るものなり、と信じて安心しておいでになるがよろし。それです。から、憤怒、悲哀、恐懼、驚愕、嫌惡、猜忌、嫉妬、渴想など、皆身神に害りまして、其爲に、戦慄や發熱などを發し、又た、其の他の疾病を喚起します。から、此のは、のつとめを御讀なされます婦人方は、何卒妊娠中と申しても、僅か四十週の間ゆる、其の中、ハ單、愛情、喜悅、行末の希望をもちて、氣分を爽にして御置なされませ。ちよつと憤悶するくらゐや、家内の用事をするのハ宜いが、凡て他所事には、關はぬやうになされませ。前にも申し

た通り、妊娠中は、少の事も氣に懸るもの、又其が効じてひどく怒たり、大層悲んだりすれば、母の身體に障る許りでなく、胎内の實も此が爲に、害を受くるは、勿論であります。から、謹んでこんな事はなさらぬやうに。

甲 胎教

古より胎教と云ひて、妊娠中其の母親に、古人の金言、英雄豪傑の所爲などを教誨へ、或ハ其像を寢室などに掲げておく人もありました。之に依て、善長子を設たいと云ふ譯であります。大戴禮に曰く「周后、成王を娠む、身めるに於て、立而跂せず、坐而登せず（差の古字なり、差はひとしからざることなきやうに、正）獨處して、偃らず、怒ると雖ども、詈らず、胎教之謂也、之を玉版に書し、之を金匱に藏し、之を宗廟に置て、後世の戒とす」とあります。又顔之推の教子に曰く「古聖王胎教の法あり、子を懷むこと三月にして、出て別宮に居る、目邪に視ず、耳妄りに聽かず、音聲滋味、禮を以て之れ

胎教

假 宵

を節す」とあります。斯の如く妊娠中は寔に身を謹まねはなりませぬ。其他總て嫌悪らしき物、又は奇怪なる物は、見聞せぬやうにするを宜とす。保産機要に曰く「受胎の後、戯及び鬼怪の形象を見ず」とあります。又古より妊娠中に兎を見れば、其兒が缺唇となり、薑を噉へば、指が多くなると、稱へて、俗に假宵ると云ひますが、此等は、眞に有たり無かつたりすることなれば、決して如斯事に心配してはなりませぬ、たゞ單に此は、よのつとめに記してあることを、堅く御守りなされは宜い。

何分にも妊娠中に、亢憤性書物、淫猥な小説、悲しき劇場を見たり、又は淨瑠璃、或は非常に精神を刺激する談話を聽たり、其他危嶮崎嶇ある場所へ、旅行などして、ヒヤ／＼する事、強き物などを見る事、良醫師の許可なく、温泉又は海水浴に浴ることなどは、神経を刺激すること多して、よくない、普通の用の他に、人の事を心配し、朋友の艱難等を、非常に苦勞に

夫の義務

家内の風 波

せぬやうにするが宜い。保産機要に曰く「最暴言を戒む、口悪言を出す可からず。手鞭撻を用ゐる可からず。蓋怒て氣血を傷れば、胎を養ふこと能はず」と記してあります。

乙 夫の義務

特に苦勞になるは、家内の風波であります。其故眞實に婦を愛する夫は、總て前に申しました事を、取除けるやうに、骨を析らなければなりませぬ。其上家内に風波などの起らぬやうに注意し、姑小姑などは、特に嫁の爲には、鬼千正の謬もありません。此等の人の爲に、いたく婦が苦しがるやうならば、少時婦を遠方に置くとか、隔して住居せるとか、産科の醫院に入るとか、充分保護をしなくては、夫の義務は、濟みませぬ。妊娠してから後は、己等知つた事ではない、など、云ふやうな、不實な人は、決してないであらうが、稀には妊娠すると、可怪しく婦を、他人接する人も在

るさうでありますが、ほんに婦は、依に頼をかけた夫の種を胎して、其の夫にかやうな、水臭事でもあつたら、此れほど悲しき事はありますまい。此等は夫は勿論側の人も、随分可注意事共であります。

夫は其の婦の妊娠中前申した事件に意を注るばかりでなく、能く己も身を謹み、婦には教訓になる可きことを話し、又は道徳の思想を記載したる書籍を讀せ、或は好き天氣の日には、共に手を携て花咲く野邊に散歩し、又は生茂る樹間に休息ひ、勉めて婦を慰むるやうにし、強て窮屈の「コーセット」を締させて、夜會の席に伴ひ、又は無理ヤリに三四ヶ國の外國語を、稽古さするなどの、苦限を與てはなりませぬ。

丙 難産

婦人によると、他人が難産をした話でも聞くと、朝夕小兒の生れるのを、樂みとして居たことも忘れて、急に妊娠したのが氣に懸り、居ても起て

も居られなく思ふ人があります。されど妊娠と云ふも、出産と云ふも、皆生理のもので、決して疾病ではありませぬ。又難産と云ふものも、生來身體の構造の悪き人、特に骨盤の不具な人とか、不養生の爲め、違常を起したとか云ふより他には、小兒を産むことは、決して心配にはなりませぬ。然し御安心の爲に御話しませんが、高名佛國の産婆會長、ラハベル夫人の取扱ひた産の數が、一万五千六百五十二回の内、機械を使ひて、産をさせたことは、タツタ二百七十二回にして、一万五千三百八十回は、安々と生れたのださうです。是にても難産の少きことを御知りなされませ。苦勞序の御話でありますが、不具の子でも出來たら大變、此んな恥かしきことはない、それを苦勞になさる方も能くあります。前まへに申し九通りの養生を、なされさへすれば、メツタにそんなことのある可きもので、はなき故、取越苦勞は止になされませ。

第七 妊婦服藥

平常健康な婦人は、妊娠中大概の事なら、服藥せぬが宜。さて妊婦は兎角便通の悪き者故、此は少くも毎日一回づゝはあるやうに、氣を付けるが宜。小水はマツ大抵二十四時間中に六七回ほど、然し湯茶でも飲み過九時は、増すのが當然です。若し便通の悪きことがありたら、毎夜寝る前又は朝起たてに、牛乳清水或は温湯を、一杯飲用あがれ、無害の熟した果實を食するも亦たよし、されど決して自分で下劑を用ゐてはなりませぬ。夫でも便通が悪きか、小水の加減の違た時は、醫師に診察貰ふ方が宜。此迄は、妊娠から六月七月までの、養生法を御話し致しましたが、臨月近くなれば、また注意の事があります。即ち此の母親となる可き者に、其の生れた小兒を養育するだけの乳が、分泌るものか、分泌ぬものかと云ふ問題です。

第八 乳房の準備

日本のみではなく、開明の歐洲では尙更、自分で産た小兒を、自分が疾病でもなく、乳の分泌るのに、乳母又は牛乳などにて養育することを、恥かしども思はぬ族があります。御氣の毒ながら此等は、多く社會の上流に位する、貴族縉紳の家内だと申します。が、マア不思議の事ではあります。せぬか、自分で小兒を教養ることが出来ずは、否教養るのが嫌なほどから、始より産ぬがよいのでありませぬか、自分で苦勞をし、御腹を痛めて産んだ子を、乳母連や牛の乳などに養育させて、好御意もちが致しませうか。我國でも昔の御大名などは、妊娠するまでは、父も眞の親御父様で在ます。が、妊娠したと定た日からは、ズット隔離てしまひ、又た御産が済んだと成つた日からは、眞の母も御所生様と云ふだけで、直様乳母の手に養育し、成人しても居所も隔りて居て、父子の情愛實に薄き故、親子の

不實の兩
親

婦人の義
務

間に確執の起たことが度々あります。今はそう云ふ悪癖も遠退ました
かしりませぬ。歐洲邊で、何故上等の婦人が、自分で小兒を教養ぬかと索
ねましたら、先乳を哺せると、早く年を取て容貌が凋れるのに、小兒の世
話をすることが煩きのだ、夜中に起ねはからぬなど、諸々か事がありて困
ると云ふのが、主に原因となりて居ります。實に淺猿き話ではありませぬ
か。自分の産んだ可愛小兒は、乳の壘をあてがはれ、搖籃の中に臥せられ、
傍には、居眠をする乳母か、子守の他には之を保護ものなく、反て身に替
へても保護す可き母親は、良人と手に手を携へて公園を散歩し、歸ても
ッヒ小兒のことをも索ねず、兩人樂し氣に晚餐の卓に就くなご、云ふ
風は、どうぞ輸入せたくなきものです。

實に教養むと云ふ事は、人の母たる者の神聖義務なれば、夢等閑にな
ざるな、自分で御腹を痛めて産み、自分で乳房を含ませて養育た小兒が、

乳を與へ
られぬ者

成人するのを見るほど、快樂な事は世にありません。昔者の聖人の辭
にも、「自ら其の兒を教養て、而後之を眞の母と云ふ」と申しました。又希臘
の名高きプルートアルヒ氏も、其の著書「小兒の養育に就て」と云ふ條下
に「母親たる者が、己の産みたる小兒は、乳房を哺ませ、之を養育するは、自
然の掟なり。されは神は小兒を産む動物に、必ず乳房を備へ賜へり。爰を
以て始て其小兒に對する愛情も、また偏愛も、共に増大となるにあらず
や。」と云はれました。ナント之を御聞なされましたか。何卒此のはよのつ
とめを御讀なさるゝ婦人方は、自分の乳をして、其小兒の健康の源とな
らしめ給へや。

去りながら、如何しても、自分で乳房を與ふることのできぬ、母親も在
りませぬ。此は

第一 母親の身體虛弱して乳汁の分泌ぬとき。

第二 母親の疾病特に肺病、微毒、癩癩、癩病、脚氣等、亦た乳房に癍痕あるとき。

第三 母親職務ありて、定めて乳汁を與ふるゝと能はざるるとき、例之バ交際多き人、役所、會社、學校などへ勤る人なるとき。

第四 母親の乳を與ふれば、青便、吐乳を發し、或ハ小兒少も生長からざるとき。

其他は醫師の差圖に依りて定むべし。

職務を盡したる者には報酬あり。職務を怠る者には嚴罰ありとは、社會一般の法律であります。受胎、妊娠、出産、及び乳を哺せる事の四ヶ條は、婦人一生涯の間、法律であります。守らなければなりません。守らなければなりません。

婦人には、毎月月經があります。此は即ち平常妊娠の支度をして居る

社會の法

律

婦人の法

律

哺乳の徳

美人

のですから、此が閉止めは其時は妊娠したので、此迄月經となりて出て居た血液は、胎内の實を養ふ方に廻ります。そこで月滿て其の實を産で終ふと、今度はその血液が乳汁となりて、分泌て來ると云ふ順序になりて居ります。されは乳汁を小兒に哺せると云ふものは、乃ち事の順序にて、若し夫を爲ぬとすれば、母親の身體に、何か必ず故障の出來て來るのは、當然のことです。此事に就ては、又産尊の件でも申す事があります。何方でも小兒に乳房を與へらるゝ婦人は、平常より氣分は勝れて活潑となり、食事は進み、身體に血液の循環が能くなります。自然色艶もよくなり、姿色も婉麗なりて、實に美人になります。其愉快のと其の美麗なるとは、筆にも繪にもかき盡せませぬ。此と反對で、御自分で産んだ小兒に乳を哺せられぬときは、多く産後の日足悪しく、身體は倦怠なり、氣分は沈み勝となり、食事は進まず、續て顔色は青蒼、身體は瘦疲へて繪

幽靈

に肅た幽靈のやうになりませぬ。夫故妊婦は、産前より乳を哺せる用意をせねはなりませぬ。特に初産の婦人は、乳房は攪めず、乳頭は小し、其では小児が逆も哺むわけに行きませぬから、六月目らるより、成たけ乳の邊を堅く締ぬやうにするのは勿論、胸を緩たりとして置いて、乳房の充分に發育やうにし、毎日温湯にて、乳の邊から腋の下の邊を能く拭くが宜い。八月の末あたりから朝夕二度、水又は温湯にて、矢張胸の邊を能く拭くが宜い。乳頭が餘り小き時は、後に小児が哺ることが出来ませぬ故、毎日度々指にて乳頭を撮み上げて、引延すやうにし、又は少の間、ゴムの輪をはめて御置なされまし。其様すれば、大抵は大きくもなり、また能く撮めるやうになりませぬ。若し又乳頭が餘り柔過ぎて、チヨト觸りても痛きやうだと、小児に哺することが出来ませぬ故、度々火酒か、焼酎か、醋でもつけて、擦りて置けば、漸々皮膚が強

くなりませぬ。それから其邊に腫物でもあるなら、其所を石礮にて毎日兩三度ツ、清潔に洗ひ、それでも愈らぬなら、醫師に見て貰ふが宜い。其他乳頭の邊が荒て居るとか、皮膚が硬過るとか云ふときは、油のやうなものを塗れば、柔くなりませぬ。此にはあの「コールドクリーム」と云ふものなどが、宜う御座りませぬ。此等の事は、妊婦にとり、中々緊要な事でもあり、産蓐に關係もあり、小児の養育にもかゝる事故、等閑に見做てはなりませぬ。

第九 産前の準備

此より漸々出産の時日も近寄て来るに隨ては、散歩、音樂會等へ行てはなりませぬ。其他凡て、雜選の所、又は精神に感動を發すやうな詩歌を聽き、又演劇は尙更觀てはなりませぬ。茲に最も被爲てはいけませぬ事がありませぬ、其は同衾です。此は勿論、妊娠の始から、被爲ぬ方が宜いのであ

同衾する勿れ

産前の準備

りますが、出産に近よるに随て、不善どころではなく、母親にも胎兒にも、害になることが大いでありますから、御謹なさらぬべいけませぬ。且日大小の便通を能く注意之に變りのあるやうならば、早速醫師に診察して貰やうになされ。

産婆は、大抵出産より六週間前に喚ぶが宜。勿論産婆は産婆だけの義務よりなきもので、其他は何事にも醫師の指揮が無れば、産婆が勝手に治療をすることは、出来ぬはずであります。且つ産婆と雖も内診をする時は、目前にて充分刷子に石礮をつけ、其にて爪及び指を洗ひ、其上五十倍の石炭酸水にて消毒しなければ、決して之を許してはなりません。漸々出産の近寄るに就ては、少の障害が身體に出来ても、何このくらゐな事はなご、濟して居てはいけませぬ。直に醫師に診察て御貰なされ。決してオ、ク、ーだと云ふ言を云ひてはなりません。

第十 出産日の數へ方

妊娠の日數は、先づ受胎より四十週(二百八十日)即ち陰曆にて十月と申しますのが通例ですが、豫め出産の日を數へて知て居りますと、諸々都合が宜き故、其數へ方を申ませう。

その法は、最終の月經の始た日から先へ、九ヶ月と七日を加へるので、す。例之は本年十月二十日に月經を見たぎりだと云ふならば、夫より先きへ九ヶ月と七日を加へ、即ち出産は來年の七月廿七日頃だなど、心得るので有ます。

又た之と反對にて、小兒が七月廿七日に生れたが、之は何時妊娠したのだらうと云へは、前のと反對です。今度は其の日から九ヶ月と七日とを減は宜いので、七月廿七日より九ヶ月と七日を減は、十月廿日となる。此は昨年十月廿日頃の妊娠だと知られる。

乍去きつと其日だとのみ極たものではなし。其人の身體の工合胎内の實の工合や、其他疾病とか何とかにて、日の狂ふことが度々あります。然し先づ前の方にて、大抵の日は知れるやうになりて居ります。

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '産室', '第一', '産室の用意', '此時第一に', '擇はねはならぬ', 'ものは産室です', '我國で産室と云ふものは', '兎角何方でも', '随分暗き', '小さき部屋などを', '適用れますが', '是は大間違', 'です', '産室には家の内', 'で最も善き座席を', '用ゐねはなりませぬ', '其所は夏は', '簷端に薫る橋花垣に', '匂ふ瞿麥花を見ながら', '風鈴に涼風を受け', '冬は', '又た硝子隔て', '松の落葉敷並べたる庭に', '雪の頃ながら', 'はや匂ひ初る梅の蕾を', '詠め', '内には善き暖爐を', '燃き', '又は古桐洞の火鉢に', '佐倉炭燃して

出 産

産 室

第三章 出産

又手四十週と云ふ長き月日も、夢の間と經ますと、此迄妊婦と申ました者が産婦。此迄は只夫人とはかり申した人が、世にも貴重母親と云ふ名譽の位を得る時が來ます。其は即ち妊娠の實熟して、出産致した時で御坐ります。

第一 産室の用意

此時第一に擇はねはならぬものは、産室です。我國で産室と云ふものは、兎角何方でも、随分暗き小さき部屋などを適用れますが、是は大間違です。産室には家の内で最も善き座席を用ゐねはなりませぬ。其所は夏は、簷端に薫る橋花垣に匂ふ瞿麥花を見ながら、風鈴に涼風を受け。冬は又た硝子隔て、松の落葉敷並べたる庭に、雪の頃ながら、はや匂ひ初る梅の蕾を詠め、内には善き暖爐を燃き、又は古桐洞の火鉢に、佐倉炭燃して

胎前産後諸病の巻

空氣の流
通

と云ふやうにして、平常の住居の室を、ソツクリ産室にすれば宜い。勿論空氣は夏冬共、能く通ふやう調へて置ねはなりませぬ。斯は中々緊要の事です。特に室は、成らう事なら二つ續て居れば、尙更便利です。なぜなら時々、葎を更へたり、掃除をしたり、空氣を交換たりなどするに、産婦を彼方此方と遷更へて出來ます故實に都合が宜。其上室は平常も攝氏の廿度(華氏の六十八度)ほどの溫度にして置きます。此は獨り産婦の爲はかりでなく、側に臥して在る、小兒の冷えぬ爲なれば、溫度は決して等閑にしてはなりません。然し産の在た後は、餘り太陽の光線が、羞明く差し込ぬやうにし、暖爐を燃は、煙らぬやうにするが緊要です。其様は申しませぬものゝ下、等社會などでは、一軒一間ぎりの所で、此方には亭主の仕事場があり、側では小兒が騒て居る所に、産婦が蹲居て居るなどの境界に到りては、實に氣の毒の至りであります。

太陽の光
線

友情の朋
友

出産の時、側に交情の好朋友に居て貰ふのは中々宜い。然し此も、自分でも産をして、小兒を教養たことのある人なら宜いが、若新嫁さんや、御嬢さんの友達は、反て邪魔になり。何か出來ても、只ウロクマゴクするばかりで、餘り役には立たせぬ。且舅姑、狎猫、老婆などは、謹みて其席に連らぬがよろしい。特に姑と猫は、禁制がよい。然し出産の手傳、産婦の看護をしたことのある婦人、又は看護婦は、必ず一人居るやうにせねはいけません。此は出産前から家へ置いて、其の家の家風なども習せて置くが便利です。

看護婦

産室に用
意の品々

第二 産室に用意の品々

産室に備へて置ねはならぬ品々は、赤子を浴ふ爲の盥ブリキ製又は陶製の便器、括り枕、綿花、柔き白晒綿布、但し糊を洗ひ落したるもの一反、之を二尺三尺、さら宛に切りて用意す。三尺四方ほどの善き油紙、又はゴ

産後

ム布二枚、此は産の時腰の下へ敷て、汚液の外へ浸みぬ爲、其他腰部を洗ふ時、矢張り下へ敷く爲にも使ふ。産婦の襦袢二枚、尤も豫め能く洗濯しておく。夫より赤兒の衣服、此は大概在來の製へ方にて足る、尤も布は柔き糊氣なき晒綿布、又は「フラチル」を宜とす。且二組以上は、是非調へておく。襦袢、此も白綿布ならば、其上なしなれど、古き布を用ゐるときは、かねて能く洗ひ、太陽に乾して蓄へおく。乍去彼の産後襦袢と稱へます、アンナ不潔な物は、決して産室に置てはなりませぬ。その爲に、どん海害を喚起すことがあります。産後襦袢と云物の中には、諸々の痛毒が籠て居て、實に病毒の巢と云ひてもよいほどの物であります。其をば最も病毒に罹り易き、産婦の居る産室の内に置ては、トンデモなき事、また其の上に、小兒を生落など云ひては、此んな危険事はありません。醫師は、若し出産に召れましても、其前廿四時間以内、少しでも傳染の恐れある病人を見る

産後熱

か、または不潔の腫物などを取扱ひた事があらば、決して診察に行く事はならぬ、と云ふ規定もあるからであります。其ほど注意して居るのに、産室に産後襦袢が置てあつては、何にもなりませぬ。産後産後熱の内、熱が出たり、日足が悪かつたりするのは、皆其等の原因です。それどころではない、随分産後襦袢の爲に、生命を取られた人も、澤山ありましたらうと思はす。

第三 出産

出産

愈々産の氣がつき、腹部が劇く痛むやうになつたら、産婦は最早運動せず、成丈け産室の内に居て、産を俟ねはなりませぬ。そして諸々支度をしておいて、衣物は平常の寢衣を樂に著、髪も結てあるなら、解てザツと結でおき、渴があるやうなら、冷水を飲が宜い。猥に催生薬などを用ゐることば、決してなりませぬ。且空腹ならば、消化易き鶏卵の半熟粥、牛乳、肉汁など

出産の説

陣痛

を食し、大小の便通を能し、身體を安靜にして、尊を延べ、上にゴム布又は油紙を敷き、其上を洗ひ立の被單にて覆ひ、茲に臥む可し。同時に多量湯を沸し、鹽を具へ、石礮、手拭、幾筋等と調へ、金鹽又は大なる鉢二つほどをとり添へておき、室内の諸道具など、他に入用なき物は、一品たりとも皆外へ運び出す可し。

さて茲に出産と云ふは、何の機能を云ものかならば、即ち子宮が其の内に熟したる實、其の卵膜、内の羊水、及び胎盤を産み出すだけの間の機能、能を云ふものにて、此機能をなす爲、彼の陣痛と云ふことが、最も緊要の事で、之が無ければ、赤子は決して出産れませぬ。既に前にも申しました通り、産の前四週頃よりは、腹の膨脹がグツト下腹へ参り、妊婦の相貌からして見ても、モ一、出産の近付たのが知れるほどになり、其様になると、最早出産の二日、三日前ほどより、時々少しづつ、の痛が刺すやうに下腹か

破水

ら腰の邊にあります。然し此はホンの支度にて、謂は三番叟を踏んで居るやうのものなれど、ほんどうに産の氣が付たと云ふ時は、此の陣痛がますます劇しくなります。此逆も極た時刻の間の事で、疾病の爲に痛むのとは違ひ、赤子が出産れさへすれば、忘れたやうに愈るので御坐ります。

始の陣痛は、極く強かつたり、又弱かつたりして、其時は丁度子宮の口が、漸々廣なるのですが、此時分には、勿論産室に入て床の上に臥み、早速産婆を喚に御遣なされ、此は休み、六時間から、十二時間ぐらゐも續くもので、遂に實を包みたる卵膜は、子宮の口から圓くはみだして、此が子宮口を開くのです。彼の強き陣痛の勢にて、其が裂けると、先づ少許の破水が溢れだす。同時に赤子の頭が降て来て、開た子宮の口へ箝りま



此の圖及び子の巻の
一圖は香月氏小兒養
育草(元祿年中)の挿
畫を寫す

痛み、産婦は最早起事も出来ぬやうになり。陣痛は二分三分毎に間を切
て、増々子宮の内より赤子を押し出し、既に其頭部だけ出れば、子宮は劇
く後へ縮みながら、尙ほ赤子を押し出ます。陣痛は前程強はありませぬ。
於此産婦は全身の筋力を入れて、赤子を押し出さんとする故、充分の努責
を以て、陣痛を助けます。此時呼吸は劇しくなり、頬は紅をさしたる如く
全身汗に潤ひ、兩の股を慄して、叫聲を發つ。陣痛は増々間が近く劇くな
り、既に赤子の頭の前に顯るゝや、復た一痛二痛ありて、産科醫或は産婆
の補助にて、忽ちオギアと産聲高く、赤子は、出産の門出を祝します。ア、
中々骨が折れて著者迄が汗ビ、シヨリとなりました。さて斯様書立ます
と、餘程産は苦しさうに見えますが、諺に云ふ通り「案じるより産が易い」
とかにて、亞弗利加内地の旅行をした人の話に、其邊の土人などは、夫婦
家内、皆々馬にて旅行をして、途上で産の氣が付と、婦人は馬より降りて、樹

の蔭へでも息みながら、容易と産をして、一人で取り揚げ、其の邊の泉の
水などにて洗ひ、自ら其兒を抱き、馬に乗て同伴して、行くらるるもの
ですと(ベルツの話)。そうして見れば、矢張産は自然の機能で、決して少も人の
身體に障るものでないといふ事ハ、此話でも御解りになりませう。ア、
産婦を側へ置いて、亞弗利加の話どころではなかつた。
産婦はガカリしたやうな心持にて、鎮りて居るうち、三十分ほど經と、
彼の後産と云ふ事の爲に、子宮が再び縮み、復々腹が痛んで、臍帶の著た、
大きな胎盤を娩み出します。是も時に依と、中々半時間らるるでは、出ぬ
事もありませうが、其は産科醫も産婆も心得て居て、宜様に手當を致しま
せう。

第四 産の仕方

産の仕方は、國俗によりて種々あります。先づ最初の間は、仰向に臥

て居て、破水が降つて後は、側に臥て居る方が宜い。其他の手術又は取扱法は、産科醫も産婆も、各々職務を盡して致しませうから、別にこゝで申しませぬ。然し倚懸りをつくり、或ハ炬燵矢櫓机などよかぢり著、又ハ米俵の間に居て産をする等は、すべて宜くありませぬから、産の仕方は必ず此所に記したる通りにせねはなりませぬ。

第五 産湯

そこで産婦にも違常は無とすれば、下敷の油紙と共に汚液を取除き、其邊の始末をつけて、少し樂に臥られるやうにして、それ迄はサツ晒綿布の内に包まれて居た赤子は、産婆の手掌に乗て、産湯の盥の中に入りませぬ。然し此迄胎内に居たものが初めて外へ出て、大氣を呼吸するゆゑ、血液循環に非常變化が起て來ますから、諸の注意が要用で、殊に感冒せぬやうにするが第一です。つかはする産湯の温度は、大抵攝氏の三十五

産湯

産湯の温度

湯 眼を洗ふ

盲目者

産衣

度より四十度までのうちにて、手腕を入れて見て温と思ふほどにて宜。赤子の全身を湯の中に浸して、頭だけを湯の上に出し、先づ別の器に入れたる、微温湯に浸したる、清潔な小布にて、眼及び眼瞼を能々洗ひ、夫より口、耳、鼻などを洗ふのです。特に眼には最も注意して、決して不潔布などにて、觸りてはなりませぬ。世の中の盲目者の内、半分以上は、此時に眼を不潔に取扱ひた爲に、盲目になつたのださうです。夫故今では能く眼を洗ひた後、眼瞼を開けて置いて、五十倍の硝酸銀水を一二滴滴し込みて、之を防ぎます。それから、オリーブ油か、又はワセリンを布につけて、赤子の肌に着て居る、脂肪を洗ひ落します。湯の中には、大概五分より十分から入れて置は、それから外へ出し、乾たる布を火にて能く温て、湯を拭取り、夫より産衣をも能く温めて、其を著せ、用意の冬ならば湯婆にて温める。蒲團の上へ臥します。肌に著て居る脂肪は、なるたけ産湯の時落し

産科醫

切る方が宜けれど、若し落悪くは、二度目三度目の湯をつかはする時に、
 落す事として、餘り湯の中に、長く置いてはなりませぬ。
 産婆ハ、後にて産婦の腹を搜て、子宮が能く縮まりたか、如何か痛ハな
 きかなどを能く索て、其邊の汚液を清潔に拭取り、新き腹帯を仕替て、安
 靜に臥かして置ます。汗になりた襦袢などを着替る爲に、餘り早くより
 身體を動搖してはいけませぬ。此ハ宜時刻を見計ひて、産婆が致すべき
 事です。

特に初産の婦人に申置度ハ、なるべく産前より、産科醫と懇意になり
 て置き、平常の養生を聞き、胎内の實の位置を直して貰ひ、出産の時ハ必
 ず來てもらふやうになされ。産科醫が其處に居れば、氣も確りとして居
 し、其爲に産の苦みも少く、且何事も充分手が行き届て、どんな事が在う
 と、實に安心なもの、御坐船に乗つたやうな氣がする、と云うたのハ昔の

産婆

事で、今では軍艦へでも乗たやうの氣がしませう。

時によると、生意氣な産婆などは、何か少し産に違常が在ても、産科醫
 を聘ては、己の功名にならぬと思ひ、瘦我慢をして、産科醫を聘ぶ事を勸
 んぬ者などがあり。此が爲緊要の時刻を過して、再度取り還しのつかぬ事
 を、成出すことなどがありますから、附添の者は、若し少にても産が難や
 うなら、直に産科醫を頼が宜い。産婆は學術に委きものではありませぬ
 故、妄く信じて、之に委頼すぎてはなりませぬ。

産 婦

産 婦

産 婦 中 の 養 生

産 後 の 飲 物

第四章 産 婦

世間で七夜と申す産婦は、元來出産の後六週間のものにて、之だけ經ねは、赤子を産出した子宮が、舊の通りに、愈り切たると云ふ譯には、参りませぬ。されど、先づ最初の七夜から始めて、産婦の取扱法を申す。素より産婦と云ふ者は、決して病人ではありませぬ。乍去容易に疾病に罹り易きから、患者同様に、充分注意して、看護をせねはなりませぬ。

第一 産 婦 中 の 養 生

出産の後は、産婦は大抵少し寒氣がするか、又は熱氣がして、汗が發で、前の疲勞にてグスリと寝入ます。此の時赤子も矢張り寝入ますから、ソト覺る迄寢して置ます。夫で産婦は眼が覺ると、氣分が清涼して、何となく堅固したやうな氣がして、只咽喉が渴ますから、清水か、温湯か、又は薄き茶、麥湯、或は砂糖湯などを飲ませるが宜い。咖啡、紅茶は薄きものに

食 物

ても、一週間の後に到らざれば、用ゐる可からず。薬品は決して用ゐるには及びませぬ。食嗜は餘り無のが通例なれば、軟かなる白粥に、燒鹽又は梅干少許を添へて、少しづつ幾度にも食するが宜い。二日目邊迄は、大抵そんなものなれど、三日目ともなり、少々食嗜でも出て來たなら、卵の半熟、鳥肉にて調た肉羹汁など、少づつ食ても宜い。然し三日すきたとて、瓠畜湯葉などは、餘り消化が善なき故、其代りには、赤味噌に豆腐の汁などが宜。其他白魚類の刺身少に、温飽の能く煮たのなど、總て少づつ食して、七日程は何分にも飽食ぬやう、注意ねはならぬ。尤も牛乳は何時飲ても宜い。七日も經て何の障害も無なら、追々平日の食物に歸て、柔き牛肉、白肉の刺身などより、食始めて行くのなれど、香の物又は果實などは禁物です。果實は假令煮たのでも、二七夜過ならでは、食てはなりませぬ。されど産婦が強く衰弱たやうなら、よし一日目からでも、鶏卵を二つ三つらゐ、毎

大小便通

尊婦の居

日生にて用ゐさせたり。其他諸々力の附くやうに、手當をします。健康な尊婦は、三七夜すぎより、常の飲食に復ることが出来ますが、此は、餘程加減致しませぬと、身體に障ります。

又大小の便通に氣を付け、三日迄に大便の通が無ならば、早速醫者に云ひて、便通をつけてもらふやうにします。然し産婦は、一日目には、決して不淨場に行きてはなりません。時とするに、子宮が其爲に脱落たり、或は形狀を變じたり、などすると大變です。可成は何か淺皿か、盆のやうな物の中になされ。又小水は、必ず産後六時間より八時間迄の内に、一回せねばなりません。若し出ぬ時は、尿道管子を使うて、利尿させて貰います。此等の食事及び便通に關する事は、實に七夜中、最も緊要の箇條なれば、附添の人ハ、殊ニ嚴に守らねばなりません。

我國にてハ、尊婦は、三七夜までは、動かぬやうにせぬと、血が治らぬと

申傳へてあります。此ハ善掟です。實に其くらゐの間は、安靜にして居るが宜い。其居置はと云へば、先づ四日目ぐらゐ迄は、仰臥になりて居るが宜い、一七夜ぐらゐ此の居置が取れよは、尙更好都合です。夫からハ氣分次第、横に臥る共、起直りて居るとも、勝手次第です。

第二 穢露

後産がありた後にては、何か體內に、疵でも出来たやうな感があります。すが、續きて穢露が出ます。其色は少しづつ違はあります。二日目ぐらゐまでは、全く血のやうに、夫より四日目ぐらゐまでは、赤色ですが、四日目ぐらゐから漿液状になり、夫より白色状になり、終に膠液状になり、六週間にて清潔になります。此穢露が白色なりさへすれば、モ一辱を脱ても宜う御坐ります。ソコテ別て申置ますのは、乳を小兒に御哺なさる尊婦には、此の穢露が非常に早く終ります。例之は、乳を哺せなければ六

哺乳の徳

穢露

會陰の裂傷

週から八週間もかゝらぬは終らぬものが、乳を哺すれば三四週間ぐらゐで終ります。是即ち自分で乳を含せらるゝ婦人へ、天帝からの御褒賞です。若し日足悪く穢露の止らぬ時は、能く衣服食物など、特更注意して、徐に日足の御待なされませ。夫から腰部邊の汚物などは、産後直に湯で絞た布で拭取て終ひさへすれば、後は決して、石炭酸水などで、洗滌には及びませぬ。之を洗滌ふことは、大に生理に違反事だと、産科の大家は申す。

茲で御嫌でも、一寸と強い話を、御聞せ申さぬはならぬ事があります。特に初産の御方には、大概赤子の頭の出る時分に、會陰の所へ裂傷をします。が、極少しぐらゐならば、産婦が身體を靜にし、其所を清潔にして、卵の蛋白を著て置きなどしますれば、大抵愈る事もあります。勿論其時分には、睡眠中知らずに股を擴げなどとすると、裂口が著きませぬので、愈り

産褥の盜汗

ませぬから、寝る前に、兩股を膝の上の所で、細帯かなにかで、緩く縛て置のが宜い。尤も毎日温湯を布に浸して、其の邊を總別清潔に洗ふのは、云ふ迄もなきことです。乍然若し裂傷が餘程深して、臀の側迄も裂たやうなとき、直に醫師に療治して貰はず、其儘放置くときは、後に諸々の疾病を誘起して、後悔しても追付ぬ事が、間々あります。時に依ると庸な産婆などは、裂傷のあることを産婦に云ひたら、自分の過失となるだらうなぞ、と思ひて、隠蔽ものがありますから、若し産後、會陰の邊に痛みがあり、特に利尿の時、劇き痛みがあるやうなら、必ず醫師に診察して貰うが宜い。此も産後七八時間以内に縫さへすれば、必ず心配なく愈著ものです。から、何でも早くした方が宜い。

産褥中は、産婦の皮膚の作用が劇くなりて居りますから、産後一寝入する時を始として、毎睡眠中には、必ず發汗、此は産褥の盜汗と申します。

産尊中の心得

然し此の時分には、矢張り大層感冒易くなりて居ますから、餘程注意せぬと感冒、其が原因となりて、死去者も、數多御坐ります。

第三 産尊中の心得

次に注意すべきは、身體を動かさぬ事と、精神上刺激を受ぬやうにする事です。兎角産でもありませんと、直に馳著て来る親戚の母親、女的朋友、又ハ識己などが産室に出たり入りつたりして、祝辭を云ひ世話をやき、作法、饒舌立るのが習慣となりて居ますから、尊婦ハ氣を休める暇もなく、實に逆上しまひます。夫たる者及び附添の看護婦は、其の邊に氣を付けて、餘に人に對面させぬやうにせねばなりません。著者の考には、出産の報知は、通常も七夜の日に出す事としたなら、丁度産婦が少し血の落著た時分に、人達が訪ねて来る都合になりますから、産婦を驚すことも少からうと存じます。此の精神の上の刺激は、平常でさへ瘡の強き神経質

出産の報知は七夜の日にす可し

乳熱

の婦人、特にば最も神経性になりて居る尊婦には、實に何程毒になるか知れませぬ。

第四 乳熱

此より乳熱の事に就て申します。乳汁と云ふのも、矢張他の分泌物と同理屈で、出で来るものにて、此は血液が、乳房の中にて、乳汁と變じたものです。前にも申した通り、尊婦は平常よりは、少し體温が高度のが通例ですが、只朝夕の體温の差が、攝氏の半度くらゐより、多くてはいけません。然るに分娩後三日頃になると、乳房が大層膨脹て来て、其時は前に少し寒氣がして、後に少熱が出ます。此は乳熱と申して、大抵は其日だけの事です。然し尙ほ三日四日経ても、本統に熱が出るやうなら、此決して一日も捨置可き事ではなく、直に醫師に診察貰ねばなりません。此の熱が産尊中、最も恐る可き産尊熱かも知れませぬから。

産尊熱

衣服の著替

尊婦はなるべく感冒ぬやうにせねはなりませぬのは、勿論の事ですが、夫だど云ひて、餘り熱くし過てもいけませぬ。不自由のなき御家などでは、何でも温暖にとて、尊をも羽蒲團にするとか、真綿の三枚蒲團を敷くとかして、尊婦が轉け落たなら、絶息でもしさうに、高積立たりすると故、餘り熱過て、さうでなくとも、發汗易きのに、尙々發汗して、沸子が出來、其爲に非常に、氣分を悪くするやうなことがあります。前に衣服を著替ることを、一寸申ておきました、都合を見て、餘り氣分が悪もなかつたら、産の翌日邊り、室を温暖にして置て、そつと襦袢、湯卷、寢衣などを著替へると、餘程快氣になります。ならば晝頃が宜し、さうすれば、温暖でもあるし、明るくて、總て都合が宜からうと思ひます。然し餘り羞明やうに、日光の差込のは宜くない、さりどて此迄のやうに、薄暗しておくのは尙悪い。

産後の衣服

赤子の身體検査

月代

産後尊婦の用ゐます衣服は、餘り重くなき物が宜し。特に下腹と腰の邊は、白木綿又は、フラスネルの布にて、幾重にも緩く巻き、前の腹帯のやうにして、御腹を大切になされませ。出産した赤子は、其翌日邊り、明所にて、産婆に能く身體を檢て貰ひ、若し不具な所や、疵傷でも、有ならば、必ず適當の醫師に診察を頼み、夫々の手當を怠らぬやうせねはなりませぬ。其様なくとも、其赤子は毎日湯を浴する時、特に眼、口、鼻、耳及び前後などは、清潔にし、其上能々注意して、違常な處はなきか如何かと、檢めて見ねはなりませぬ。我國にては、七夜に小兒の月代を剃ります。あれは宜くなき事です。昔は何か因縁でもありて爲た事でせうが、小兒の頭は、漸く初毛の爲に、保護せられて居るのですから、其を剃り落しますと、爲に小兒は感冒たり、時によると驚風などにかゝりて、死亡ことがありますから、決して剃て

事 尊婦の用

はなりませぬ。(五子の巻第 五章見合)

第五 尊婦の用事

尊婦の用事と申すのは、先づ赤子に乳を哺するのです。此は何時から哺せ初たら宜かど云ふに、分娩後尊婦も赤子も、グット一寢入(七八時間ほど)して、眠の覺た時を最初として、哺ませます。此時分には、乳房も未だ充分に乳汁を有ちては居らず、赤子も能く哺事が出来ぬ故、實に少宛しか分泌ませぬが、夫でも充分です。少哺せて見て分泌ぬとて、決して夫限にしてはいけませぬ。一日二日は、親子共氣を煉て、少づゝ哺事、哺せる事を稽古せねば、分泌て來るものではありませぬ。(二子の巻第 五章見合) 赤子は少くらの啼ても、差支はありませぬから、決して他の物を口へ入れぬやうになされ。赤子の胃には、未だヤ、ト母親の乳汁を消化させる丈の機能しかなきものですから、砂糖水迎も、能く消化することは出来

料 赤子の飲

まくりを 飲ませる を禁ず

産後直に 分泌た乳 汁

ませぬ。夫だのに、彼の五香などを用ゐるのは、實に間違た事です。我國では、胎内よりの毒を瀉すと稱へて、必ず鷓鴣菜、五香、又は燈籠兒根等を煎じて飲ませます。ものですから、分娩後の赤子が、直に大下痢などを發せしめて、實に危険なことです。天帝は其様な不自由なことをして、我々人間を播殖は致ませぬ。他にモ、ト充分の手配がありて、俗にいふ胎毒、或は蟹糞、又かにはこを瀉して終ふ用意は、チャント母親の乳汁の中に配合であります。高名學者達が、産後直に分泌た乳汁を取りて、試験て見たら、其に緩下劑の機能があつたので、愕りしました。夫故少づゝ母親の乳汁を哺せさへすれば、決して鷓鴣菜などを哺せなくとも、丁度好加減に便通もあり、滋養もつきます。乍去乳を哺せらるゝ尊婦は、充分養生もせねばなりませぬ故、鳥の肉羹汁、刺身、柔肉、其他鶏卵の半熟、牛乳などを食ますのは、申すでもなき事でありませぬ。(二子の巻第 五章見合)

赤子に乳房を合せますには、我國にて此まで爲來りしやうに、母親は横に臥て、赤子に腕枕をさせ、下膊にて赤子の頭を胸に寄せるようにして、あきて居る片々の手の人差指と中指にて、乳房を適宜に押へて、赤子の口に入れ、乳を哺む中、赤子の鼻の閉息ぬやうにしてをれば、決して母親の勞るゝ氣遣もなく、赤子の方にてても、大層身體の位置が便利です。然し夜分眠ながら、此の位置で乳を哺せますと、母親が不知に、唾て終うたりなんぞして、赤子を壓死すことがあります故、此は餘程氣を付ねはなりませぬ。前に申た通り、乳房が少過ぎたりなどして、どうしても赤子が乳を能く哺ぬ時は、赤子は泣出す、母親は憤悶出す、實に困ります。其時は餘義なく、生牛乳を薄めて少し與へ(四章の卷第一、第一章見合)、一時赤子を慰めておき、又々二時間隔ぐらゐるには、幾度も試て見なければいけません。初産などにては、初一日二日は勿論、乳は能く分泌ませぬけれども、例之少しでも、

分泌るだけは分泌すやうよ、骨を折らなければなりせぬ。赤子に乳を哺する事は、矢張一の技藝ですから、能く注意て、氣長く辛抱に辛抱を重ねて居れば、母親は哺せるのが上手になり、赤子は哺のが上手になりて、終には實に譯もなき様になります。尤も此爲には、前に申しました、乳房の用意をする事が緊要です。之をせぬ爲に、或は乳房が少かつたり、又は乳房が柔過ぎて、少し赤子が哺初めると、非常の疼痛を起し、一生懸命に耐忍しても、疼痛は追々劇くなり、皮膚に裂が出来たり、乳房が腫上たりなど、する事があります。其様するに、遂に外科醫の厄介を受るやうな事になりますから、前以て良醫の指揮を受けて、手當をして貰ふが宜し。若又身體の悪き爲か、乳頭を痛た爲か、或は醫師の指揮にて乳を哺せぬか、又は不幸にて小兒を失した爲に、乳を哺せぬ時は、乳房は其様なこ

事 尊婦の仕

と、は露知らず、矢張り乳汁を分泌し、漸々膨脹て来て、其儘にかけは、腫物などになりますから、其時分には、毎日幾度も温湯を以て、能々乳房の邊を洗ひ、自分でしても、又は人にさせても宜きから、乳房を手にて擦柔け、後は木綿の布にて、能く覆置き、其上は醫師の指揮を受けねはなりませぬ。夫でないに、外科醫の手術を煩すことが出来ます。産婦は又決して、眼や手腕を使ふ仕事、例之は、繡物、縫物、其他書籍を讀のも宜くありませぬ。其よりは赤子に乳を哺せることや、産室の掃除や、空氣の流通に注意して、時々窓を開させたり、などする事の方が、餘程緊要です。

第六 尊揚

さて一七夜も過ぎ、二七夜目の半頃からは、尊婦の氣分さへ宜くは、日中一二時間ならるづゝは、尊より外へ出て、そろゝ家内の用事に手を付け始めて、漸々平常通りにするやうに致します。人に依ると六週間過

尊 揚

外 出

ぬ中は、決して外出してはならぬなど、云ふ者もありますが、何も六週間と極つたものでもありません。例之は六週間経ても、未だ身體が調整ぬに、モ一六週間経たから宜いとて、外出して、大病を患たり、時に依ると命迄捨ることさへありますから、身體の調整と、未調整とによりて、六週間が五週間で宜きこともあり、又七週間も十週間も経ねはいけぬこともあります。殊に時候にも關しまして、夏にでも出産があつたのなら、モ一三週間ならぬから、安心して外出しても、差支はありません。或は秋の始などで、(東京の十月)日向は大層暖で宜と思へは、日蔭は非常に寒かつたり、或は春の中頃にて、(東京の三月)外方は大層暖でも、砂塵を擧て、風が吹たりなどする時は、先づ三四週間、家の内で養生して、夫から外出した方がよし。

第七 繰返

はゝのつとめの中、妊婦産婦の心得に就て、長々申ました。殊に産尊の件は、其間に赤子を娩出た子宮が、舊の形に恢復し、此迄延て居た腹皮も縮み、其中には乳汁の分泌が始ると云ふ、實に緊要の時、御坐り申すから、其養生法も、特更巨細に申ました。只今之を一口に申せば、第一適當の滋養食物を用ゐる事、第二身體の位置を正しくし、始には水平の位置、精神を安靜にする事、第三身體衣服は勿論、尊の物を清潔にし、室内の空氣を清潔にし、諸物品を清潔にする事、第四凡ての感情を去り、憤怒喜悅悲懼をせざる事、此四ヶ條が最も緊要の箇條で御坐り申す。然しなせコンナに喧敷、此所に養生の事を云ふかと申しますならば。

著者の敬する貴婦人よ。貴女方が生涯中最も長く、最も嫌な、最も愈らぬ、凡の生殖器病、全身病などに罹らるゝのは、此僅なる産尊の中にて、或は此が爲め石婦となり、或は此が爲め黄泉國へ發途るゝのを見るに忍

びぬからのことであり申す。此ハ虚言でもなんでも御座りませぬ。婦人病と其死亡原因との統計表を御覽になつたら、必ずはゝのつとめよ述べたる事共を守らなければならぬことを御悟りなされ申せう。

はつとめ親の巻終

はつとめ親の巻終 八重子... (The text in this block is extremely faint and largely illegible due to fading.)

終